

全国焼き芋サミットinなめがた等運營業務委託事業者  
選定プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、行方市制施行 20 周年記念事業として実施する全国焼き芋サミット等運營業務を委託するにあたり、全国焼き芋サミット in なめがた、焼き芋塾及び焼き芋まつりの広報・企画・運営等係る企画提案を広く募集し、最も適切な者を契約者として選定することについて必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 業 務 名 全国焼き芋サミットinなめがた等運營業務
- (2) 業 務 内 容 全国焼き芋サミットinなめがた等運營業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 履 行 期 間 令和 7 年 6 月 25 日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (4) 業 務 上 限 額 7,480,000円(消費税及び地方消費税を含む)  
※上記金額は提案内容を審査するための目安であることに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に主たる事務所を有する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (4) 参加表明書(様式第2号)提出日現在、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産開始の申立てがされている者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと、その他経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (5) 参加表明書提出日現在、行方市暴力団排除条例(平成23年行方市条例第21号)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 過去に200人以上の集客イベントの運営等を行った実績があること。
- (7) 共同企業体による参加の場合は、上記(1)から(6)までに掲げる条件をすべて満たしている者による共同企業体であること。

#### 4 参加に関する留意事項

本プロポーザルへ参加するにあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

##### (1) 費用負担

参加にかかる全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

##### (2) 提出書類の取り扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加希望者に帰属する。ただし、提出書類は、返却しないものとする。

##### (3) 特許権の使用責任

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施行方法等を使用した結果生じた責任は、参加希望者が負うものとする。

##### (4) 提出資料の取り扱い

提出された資料は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。

##### (5) 参加希望者の複数提案の禁止

参加希望者は、複数の提案を行うことはできない。

##### (6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、当該提出書類について後日参考資料を求めることができるものとする。

##### (7) 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は無効とする。

#### 5 提案募集及び選定のスケジュール

- (1) 実施要領公開 令和7年5月12日(月)から6月9日(月)まで
- (2) 質問受付 令和7年6月2日(月)午後5時まで
- (3) 参加表明書の提出 令和7年6月9日(月)午後5時まで

- (4) 企画提案書提出 令和7年6月9日(月)午後5時まで
- (5) 審査会の開催 令和7年6月18日(水)
- (6) 審査結果の公表 令和7年6月23日(月)

## 6 実施要領等の公開

- (1) 公開期間 令和7年5月12日(月)から6月9日(月)まで
- (2) 公開方法 なめがたブランド戦略会議ホームページ→「お知らせ」  
行方市公式ホームページ「事業者」→「事業者のお知らせ」

## 7 実施要領等に関する質問受付及び回答

本事業のプロポーザルの内容について質問のある者は、質問書(様式第1号)により提出すること。

- (1) 受付期限 令和7年6月2日(月) 午後5時まで (必着)
- (2) 提出先 なめがたブランド戦略会議事務局 (最終ページに記載あり)
- (3) 提出方法 FAX又は電子メール
- (4) 回答方法 令和7年6月6日(金)までになめがたブランド戦略会議ホームページで回答する。

## 8 参加表明書の提出

参加希望者は、期限内に参加表明書(様式第2号)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年6月9日(月) 午後5時まで
- (2) 提出先 なめがたブランド戦略会議事務局 (最終ページに記載あり)
- (3) 提出方法 FAX又は直接提出  
※FAXの場合は、送信後に提出先へ受信確認の連絡をすること。

## 9 企画提案書の提出について

参加希望者は、企画提案書(様式第3号)、経費見積書(様式第4号)及びその他必要な書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年6月9日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 なめがたブランド戦略会議事務局 (最終ページに記載あり)

(3) 提出方法 直接持参(※郵送不可)

(4) 提出書類

参加希望者は、以下の書類について提出すること。(共同企業体の場合は構成員ごとに提出)

ア 企画提案書 10部(正本1部・副本9部)

※業務実施体制及び業務工程を記載すること。

(注)副本については、ヒアリング及びプレゼンテーションで審査に使用するものとし、審査の公平性を期するため、提案者名は弊社とすること。また、提案者を類推できるような記号やマークは書類に記載しないこと。

イ 会社概要及び業務実績 1部

ウ 財務諸表(直近の3決算期の貸借対照表、損益計算書) 1部

エ 国税および地方税を滞納していない証明書(写しで可) 1部

オ 見積書(様式第4号) 1部

カ 共同企業体協定書の写し(共同企業体の場合のみ)

## 10 企画提案書等作成要領

(1) 企画提案書

参加希望者は、「企画提案書の提出について」(様式第3号)を表紙とし、仕様書に基づき提案書を作成すること。

(2) 企画提案書の提出後の取扱い

企画提案書の変更、差替え、再提出、返却には応じないものとする。ただし、提出された企画提案書に不備等があった場合、補正を求めることがある。

(3) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した参加希望者が、参加を辞退する場合は、提案辞退届(様式第5号)を令和7年6月6日(金)午後5時までに郵送又はなめがたブランド戦略会議事務局(行方市経済部ブランド戦略課内)へ直接提出すること。

(4) その他留意事項

提出書類について、行方市情報公開条例(平成17年行方市条例第10号)に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する。(受託候補者決定前において、当該決定に影響を及ぼす恐れがある情報については、決定後の開示とする。)ただし、事業を営む上

で、競争上又は事業運営上地位その他正当な利害を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当する場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

## 11 審査委員会

### (1) 審査委員会の開催

開催日時 令和7年6月18日(水)

※開催場所及び時間は、参加希望者に別に通知する。

### (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションに参加できる者は自社の社員3人以内とする。

イ 持ち時間はプレゼンテーション30分以内、質疑応答10分程度とする。

ウ 予定された開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めることとする。

エ プレゼンテーションにおいてパソコン及びプロジェクター等の機器を使用する場合は、事前になめがたブランド戦略会議事務局へ連絡すること。なお、プロジェクター等の機器については、なめがたブランド戦略会議事務局が用意し、パソコンについては参加希望者が用意するものとする。

### (3) 審査・選定方式

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、審査委員会において総合的に評価し、総合得点の最も高い提案をした参加者を最優秀提案者として決定する。また、参加者が1者のみの場合においても審査委員会を開催し、その提案内容が優れていると審査委員会において審査された場合は、その参加者を最優秀提案者として決定する。

書類の審査やヒアリング及びプレゼンテーションは、審査の公平性を期するため、事業者名を伏せて行うこととする。

### (4) 企画提案の審査基準

企画提案書に記載された内容は、主に次の視点から審査する。

ア 提案内容の信頼性・実施能力

イ 参考見積価格

ウ 企画提案内容、プレゼンテーション、ヒアリング

### (5) 審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果は、参加希望者に文書により通知するとともに、なめがたブランド戦略会議ホームページにて最優秀提案者名及び得点を公表する。電話や口頭、FAX、電子メール等による問合せには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

## 12 失格条項

参加希望者又は参加希望者の提出書類が、次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加希望者を失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。

- (1) 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合

## 13 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて参加希望者となめがたブランド戦略会議が協議して定めるものとする。

## 14 各書類の提出先及びお問合せ先

なめがたブランド戦略会議事務局（行方市経済部ブランド戦略課内）

〒311-1704

茨城県行方市山田3282-10 行方市農業振興センター

TEL 0291-35-3114 / FAX 0291-35-2826

Email name-brand@city.namegata.lg.jp